

新たな時代に向けた診療放射線技師養成カリキュラムについて

熊代 正行

公益社団法人日本診療放射線技師会 副会長



本年9月6日、厚生労働省会議室において第3回診療放射線技師学校養成所カリキュラム等改善検討会（以下、検討会）が開催された。本検討会には、日本診療放射線技師会（以下、本会）と全国診療放射線技師教育施設協議会（以下、協議会）が、合同で2015年9月29日に合同会議を開催して以来、2018年3月29日の第1回検討会に至るまで計10回にわたる会議を重ね、両会で合意された報告書がたたき台として提案された。しかし、第1回検討会に続いて第2回検討会（9月5日）においても、本会、協議会ならび各構成員の関係団体の間で意見の隔たりが大きく、合意には至らず1年が経過した。この間、厚生労働省事務局は、各構成員の意見調整を図り、1年間のブランクを埋めるべく改正案がこのたび提案され、本検討会で合意に至ったことは、議論を尽くし紆余曲折を経た末の将来につながる前進と言えよう。以下、第1回の原案からの変更点と今後について解説する。

2015年3月に業務拡大に伴う指定規則の見直しが行われ、93単位から95単位に改定されたが全面的な改定に至っていない。また2001年の改定以来、国民の医療へのニーズの増大と多様化、チーム医療の推進による業務の拡大など、診療放射線技師を取り巻く環境も変化している。また診療放射線技師の質の向上を図るために、必要な単位数や臨床実習の在り方などの見直しが求められている。このような状況を踏まえ、質の高い診療放射線技師を養成するため、診療放射線技師学校養成所の指定基準の見直しなど、カリキュラム等の検討を行うことが本検討会の目的である。検討内容は①総単位数の見直しについて②臨床実習の在り方について③専任教員の要件について——である。

今回、第1回の原案から変更となった単位数と教育内容の合意案は、「画像診断・技術学」の名称を改め、内容を「臨床画像学」「実践臨床画像学」に分割し、「診療画像技術学」と「臨床画像学」を統合した教育内容「診療画像技術学・臨床画像学」とし、17単位から18単位に追加された。また「放射線治療技術学」に粒子線治療に関する教育内容を盛り込むことで単位を追加し、合計は原案通り102単位とした。追加する教育内容ごとの教育目標と単位数は、①診療画像技術学・臨床画像学（18単位）は、画像処理、正常所見、代表的な異常所見及び緊急対応を要する画像所見が追記された。②放射線治療技術学（7単位）は、粒子線治療を含む放射線治療の実施に必要な知識・技術、吸収線量の計測と評価が追加された。③医療安全管理学（2単位）は、医療安全の基礎的知識、医療事故や院内感染の発生原因とその対応、放射線機器を含む医療機器及び造影剤を含む医薬品に関わる安全管理、救急救命対応の知識や技術が追記され、1単位追加された。④実践臨床画像学（2単位）は、実践的に学習する項目として新設された。医療現場における放射線機器等の取扱い、抜針及び止血の手技、肛門へのカテーテル挿入からの造影剤及び空気注入の手技、患者への対応及び検査に関わる説明、チーム医療及び他職種との連携、医療情報の取扱い及び放射線防護及び安全管理が新設された。

次に、当初案から変更となる専任教員の要件としては、各教育内容を教授するのに適当な教員における配置人数の変更は当初の要望通り増員され、学校又は養成所の新設置における許容に関する記述は、現行通り残すこととした。当初案から変更となる臨床実習における許容される行為は、関係団体における意見を統一することができず、今回は指定規則に新しい基準を設けて記載することは見送られ、今後の課題とされた。臨床実習の方法については、順守する事項として7項目が新たに定められた。当初案から変更となる臨床実習の要件は、実習指導者の要件から医師を除き、診療放射線技師は業績の有無は問わないこととした。臨床実習施設の要件から診療画像技術学、核医学検査技術学及び放射線治療技術学の各部門主任者の選定を除き、教員の資格又は5年以上の実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」を修了した診療放射線技師が配置されていることが望ましいとされた。

第3回検討会において合意が得られたことにより、本年度中に改正案がまとまり、パブリックコメントを求めた後、2022年より新指定規則が施行される見込みである。新時代にふさわしい国民から求められる診療放射線技師への期待が高まる。